

§ 規約

名 称	第1条	本会は、低周波音症候群被害者の会 (National Association of Low-Frequency Sound Syndrome Victims)という。
事務所	第2条	本会の事務所は、東京都内に置く。
定 義	第3条	低周波音被害者(以下被害者という)とは、次の者をいう。 (1) 低周波音により生命を失った者の遺族 (2) 低周波音により心身に被害を受けた者 (3) 上記1. 2の近親者
目 的	第4条	本会は、以下の事項を目的とする。 (1) 被害者の権利の確立 (2) 被害の回復制度の確立 (3) 被害者および近親者に対する支援 (4) 被害者問題についての啓発活動 (5) その他前各号に関連する事項
会 員	第5条	本会の会員は、正会員と賛助会員とする。 (1) 本会の正会員は、被害者とする。 (2) 本会の賛助会員は、本会の活動の趣旨に賛同する者とする。
入 会	第6条	本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表幹事の承認を得なければならない。
除 名	第7条	会員が次号のいずれかに該当するときは、幹事会において3分の2以上の賛同を得て、除名できる。 (1) この規約に違反したとき (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき (3) 会員としてふさわしくないと認められたとき
役 員	第8条	本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事とする。
役員を選任	第9条	役員は、総会において、会員の中から選任する。 2・代表幹事は、幹事の互選により選任する。 3・幹事と会計監査は、兼任できない。
役員の任期	第10条	役員の任期は1年とする。ただし、再任することが出来る。 2・補欠または増員により選任された役員の任期は、前任又は現任者の残任期間とする。 3・役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
顧 問	第11条	本会は、顧問を置くことができる。 2・顧問は、随時意見を述べることができる。
総 会	第12条	総会は、会員をもって構成し、年一回開催する。
総会の招集	第13条	総会は、代表幹事が招集する。
総会の議長	第14条	総会の議長は、代表幹事又は代表幹事が指名した者が就任する。 2・代表幹事に事故ある場合は、幹事会が指名した者が総会の議長に就任する。
総会の議決	第15条	総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
総会の議事録	第16条	総会の議事については、議事録を作成する。
幹事会の構成	第17条	幹事会は、幹事をもって構成する。 2・会計監査は、幹事会に出席して意見を述べることができる。
幹事の職務	第18条	代表幹事は、本会を代表し、その業務を統括する。

		2・幹事は、幹事会の構成員として、法令、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務の執行を決定する。
幹事会の議決事項	第19条	幹事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会が議決した事項の執行に関する事項 (2)総会に付議すべき事項 (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
幹事会の開催	第20条	幹事会は代表幹事が必要に応じて開催する。
幹事会の議事	第21条	幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。代表幹事に事故ある場合は、幹事の互選により選任された者がこれにあたる。 2・幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。 3・幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4・幹事会の議事については、議事録を作成する。
財 務	第22条	本会の財務は寄付金による。
会計年度	第23条	本会の会計年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。
会計監査	第24条	会計監査は、財産状況を監査する。
事務局	第25条	本会の事務を処理するため、事務局を置く。
内 規	第26条	この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会で定める。

- 付則 -

発 効	第1条	本規約は、2007年9月30日より発効する。
	第2条	本会の会計年度は、毎年1月1日から当年12月31日までとする。ただし、初年度は、設立の日から当年12月31日までとする。

- 付則 -

発 効	第1条	本規約は、2007年9月30日より発効する。
役員任期	第2条	2007年9月30日に選任された役員任期は、2007年12月31日までとする。
臨時代表任期	第3条	2007年3月4日に選任された臨時代表の任期は、2007年12月31日までとする。